

林業・木材産業関係税制の概要

令和4年6月

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																
	国 税	地 方 税																		
山林の伐採・譲渡、林業経営	所得税 (山林所得)	—	<p><山林所得に係る所得税の計算></p> <p>①山林所得の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算経費控除(必要経費計算の簡便化) 立木販売収入から50%を必要経費として控除 森林計画特別控除 立木販売収入から20%を控除 (立木販売収入が2,000万円を超える部分は10%) 山林所得の特別控除 立木販売収入から50万円を控除 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">丸太の販売収入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">伐採搬出経費 運搬、販売経費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">立木販売収入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">概算経費控除 50%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">森林計画特別控除 20%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">特別控除 50万</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">山林所得</div> <p>②税額計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 分離5分5乗課税方式(超過累進税率の緩和) 課税山林所得金額×1/5×税率×5 = 山林所得に対する税額 	<p>・所得税額速算表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>課税所得の金額(A)</th> <th>算 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>(A)×5%</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え 330万円以下の金額</td> <td>(A)×10%−9.75万円</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え 695万円以下の金額</td> <td>(A)×20%−42.75万円</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え 900万円以下の金額</td> <td>(A)×23%−63.60万円</td> </tr> <tr> <td>900万円を超え 1,800万円以下の金額</td> <td>(A)×33%−153.60万円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超え 4,000万円以下の金額</td> <td>(A)×40%−279.60万円</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>(A)×45%−479.60万円</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の金額(A)	算 式	195万円以下の金額	(A)×5%	195万円を超え 330万円以下の金額	(A)×10%−9.75万円	330万円を超え 695万円以下の金額	(A)×20%−42.75万円	695万円を超え 900万円以下の金額	(A)×23%−63.60万円	900万円を超え 1,800万円以下の金額	(A)×33%−153.60万円	1,800万円を超え 4,000万円以下の金額	(A)×40%−279.60万円	4,000万円超	(A)×45%−479.60万円
	課税所得の金額(A)	算 式																		
195万円以下の金額	(A)×5%																			
195万円を超え 330万円以下の金額	(A)×10%−9.75万円																			
330万円を超え 695万円以下の金額	(A)×20%−42.75万円																			
695万円を超え 900万円以下の金額	(A)×23%−63.60万円																			
900万円を超え 1,800万円以下の金額	(A)×33%−153.60万円																			
1,800万円を超え 4,000万円以下の金額	(A)×40%−279.60万円																			
4,000万円超	(A)×45%−479.60万円																			
—	事業税 (道府県税)	<p>・林業は非課税 (林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業)</p>	<p>・個人：税額＝前年の事業所得×税率(3～5%)</p> <p>・法人(所得割)：税額＝各事業年度の所得×税率 (特別法人3.4～4.6%、資本金1億円超の普通法人0.3～0.7%、資本金1億円以下の普通法人3.4～6.7%)</p> <p>※資本金1億円超の法人には、「所得割」に加え「付加価値割(付加価値額(報酬給与額等)×税率)」及び「資本割(資本金等の額×税率)」が課税</p> <p>・付加価値割の税率：1.2%</p> <p>・資本割の税率：0.5%</p>																	
林業用機械・施設等の取得・保有等	所得税 法人税	—	<p><中小企業経営強化税制></p> <p><中小企業投資促進税制></p> <p>(「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)</p>	(「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)																
	—	不動産取得税 (道府県税)	<p>・森林組合等が日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金の貸付けを受けて取得した林業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に対する課税標準の軽減措置(取得価額に対する貸付額の割合(当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1)を控除)</p>	<p>・不動産(土地、建物)の取得(家屋の新築等を含む)に対し課税</p> <p>・免税点：土地10万円、家屋のうち建築したもの1戸23万円、その他のもの1戸12万円</p> <p>・税額＝不動産の取得価格×4% (住宅又は土地：平成18～令和5年度は3%)</p>																
	—	固定資産税 (市町村税)	<p>・森林組合等が国の補助金又は交付金の交付、林業・木材産業改善資金等の貸付けを受けて取得した共同利用に供する機械及び装置(取得価額330万円以上)に対する課税標準の軽減措置(取得後3年間2分の1)</p> <p>・森林組合等の事務所、倉庫は非課税</p> <p><中小企業者等の生産性向上のための特例> (「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)</p>	<p>・土地、家屋、償却資産に課税</p> <p>・免税点：所有している土地の評価合計額30万円 所有している家屋の評価合計額20万円 償却資産課税台帳の価格150万円</p> <p>・税額＝固定資産課税台帳の価格×1.4%</p>																
	—	事業所税 (市町村税)	<p>・きのこ栽培施設及び森林組合等の一定の共同利用施設は非課税</p> <p>・森林組合等の事業用地は課税標準の2分の1控除</p>	<p>・人口30万人以上の都市等において課税</p> <p>・既設 資産割：税額＝事業所床面積×600円/㎡ (免税点：1,000㎡)</p> <p>・従業者割：税額＝従業者給与総額×0.25% (免税点：100人)</p>																
	—	軽油引取税 (道府県税)	<p>・林業、素材生産業(年間素材生産量1,000㎡以上)に係る一定の機械(集材機等)の動力源のための軽油の引取は免税</p>	・税率：32.1円/ℓ																
—	石油石炭税	—	<p>・林業を営む者が国産軽油を林業の用に供する機械に使用した場合、地球温暖化対策のための税率の特例による上乗せ税額を還付 地球温暖化対策のための上乗せ税率</p> <p>(H24. 10～ 0.25円/ℓ H26. 4～ 0.50円/ℓ H28. 4～ 0.76円/ℓ) (段階的引き上げ)</p>	<p>・原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素及び石炭に課税</p> <p>・税率：原油及び輸入石油製品は、2.04円/ℓ</p>																

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																											
	国 税	地 方 税																													
林地の譲渡	所得税 (譲渡所得) 法人税	住民税 (道府県税) (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> ・収用に係る山林(立木、林地)の譲渡 特別控除 5,000万円(個人・法人) ・保安施設事業に係る山林の国等への譲渡 特別控除 2,000万円(個人・法人) ・森林組合等のあつせんによる林地の譲渡 特別控除 800万円(個人) 	<所有期間5年超の土地の譲渡(長期譲渡所得)> 所得税 税率 15% 住民税 // 5% (道府県民税 2%, 市町村民税 3%)																											
林地の取得・登記・保有等	地価税	—	(・森林(林地)は非課税)	平成10年以降課税停止中 <ul style="list-style-type: none"> ・税額 = (相統税評価額 - 基礎控除等) × 0.3% ・基礎控除: 個人・中小法人 15億円又は課税土地面積 × 3万円/㎡のいずれか多い金額 																											
	登録免許税	—	<ul style="list-style-type: none"> ・入会林野等の整備により取得した土地の登記は非課税 ・(独)農林漁業信用基金の債務保証に係る抵当権の設定登記等は税率を軽減 (税額 = 債権金額等 × 1.5/1,000) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産所有権の移転登記 税額 = 固定資産税評価額 × 20/1,000 (土地売買 15/1,000(H24.4.1~R5.3.31)) ・抵当権の設定登記 税額 = 債権金額等 × 4/1,000 																											
	印紙税	—	・森林組合等が作成する出資証券、受取書、定款は非課税(請負契約書は課税)	(例) 出資証券 500万~1,000万円 印紙税額 1,000円																											
	—	不動産取得税 (道府県税)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林は非課税 ・生産森林組合に対する非課税(組合員から現物出資を受ける土地) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物)の取得(家屋の新築等を含む)に対し課税 ・免税点: 土地 10万円、家屋のうち建築したもの 1戸 23万円、その他のもの 1戸 12万円 ・税額 = 不動産の取得価格 × 4% (住宅又は土地: 平成18~令和5年度は3%) 																											
	—	固定資産税 (市町村税)	・保安林は非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋に課税 ・免税点: 所有している土地の評価合計額 30万 所有している家屋の評価合計額 20万円 ・税額 = 固定資産課税台帳の価格 × 1.4% 																											
	—	特別土地保有税 (市町村税)	(・林業者が林地の集団化又は経営の近代化を図るために取得した林地の非課税 森林経営計画対象林地 林地を有効に利用して林業を営む林地)	平成15年度以降課税停止中 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得、保有に対し課税 ・税額(取得) = 土地の取得価額 × 3% - 不動産取得税相当額 ・税額(保有) = 土地の取得価額 × 1.4% - 固定資産税相当額 																											
林地・立木の相続・贈与	相続税	—	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の価額は立木の時価の85% ・森林経営計画対象森林の課税価格の計算特例(相続人が森林経営計画を継続する場合、林地・立木の課税価格を5%軽減) ・延納の特例 森林経営計画対象立木(延納期間20年以内(長伐期施業森林等40年以内)の不均衡納付可(選択)、延納利子税 0.1%) 他 (立木の評価) ・保安林等の伐採制限に応じた評価額控除 控除割合: 一部皆伐 30%、択伐 50% 単木選伐 70%、禁伐 80% ・公益的機能別施業森林(森林経営計画対象森林)の施業制限に応じた評価額控除 控除割合: ○水源涵養機能維持増進森林、水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、択伐以外の複層林施業森林及び長伐期施業森林 20% ○水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、特定広葉樹育成施業森林及び択伐複層林施業森林 40% ・山林相続税の納税猶予 100ha以上の所有森林を自ら経営する森林所有者を対象に、森林経営計画が定められている区域内にある山林(林地・立木)を、その相続人が相続又は遺贈により一括して取得し、引き続き計画に基づいて経営を継続する場合は、相続税額のうち対象となる山林の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除額: 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数) ・税率: 8段階の超過累進税率 相続税の速算表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>法定相続分に応ずる取得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>~1,000万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>~3,000万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>~5,000万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>~1億円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>40%</td> <td>~2億円</td> <td>1,700万円</td> </tr> <tr> <td>45%</td> <td>~3億円</td> <td>2,700万円</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>~6億円</td> <td>4,200万円</td> </tr> <tr> <td>55%</td> <td>6億円~</td> <td>7,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・延納(不動産等が50%以上の場合) 15年以内の均等納付、延納利子税 0.4% (貸出約定平均金利 0.5%の場合) 	税率	法定相続分に応ずる取得金額	控除額	10%	~1,000万円	—	15%	~3,000万円	50万円	20%	~5,000万円	200万円	30%	~1億円	700万円	40%	~2億円	1,700万円	45%	~3億円	2,700万円	50%	~6億円	4,200万円	55%	6億円~	7,200万円
税率	法定相続分に応ずる取得金額	控除額																													
10%	~1,000万円	—																													
15%	~3,000万円	50万円																													
20%	~5,000万円	200万円																													
30%	~1億円	700万円																													
40%	~2億円	1,700万円																													
45%	~3億円	2,700万円																													
50%	~6億円	4,200万円																													
55%	6億円~	7,200万円																													

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等
	国 税	地 方 税		
林地・立木の相続・贈与	贈与税	—	(立木の評価) ・保安林等の評価額控除(相続税に同じ) ・公益的機能別施業森林の評価額控除 (贈与者が受贈者を受託者とする施業委託契約を締結しているなど、受贈時に森林経営計画が有効な場合に限る。控除割合は相続税に同じ)	・基礎控除額：110万円 ・税率：8段階の超過累進税率(10～55%) ・相続時精算課税制度 生前贈与について、受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税(特別控除額2,500万円、税率20%(一律))を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を控除。
製材・加工用機械の取得・保有等	所得税 法人税	—	<p><中小企業経営強化税制> 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、生産等設備を構成する一定規模以上の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアを新規取得した場合に、取得価額での特別償却(即時償却)又は7%(特定中小企業者等は10%)の税額控除の選択適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産性向上設備(A類型) 生産性が旧モデル比年1%以上向上 ○収益力強化設備(B類型) 投資収益率が年平均5%以上の投資 ○デジタル化設備(C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化 ○経営資源集約化設備(D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が上昇 <p>(注) 税額控除は中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の合計で税額の20%が上限</p> <p><中小企業投資促進税制> 一定規模以上の機械装置、工具、ソフトウェア等の対象設備を取得した場合に、初年度に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る)</p> <p><研究開発税制> ①と②の合計で税額控除(最大50%(研究開発型ベンチャーは60%))</p> <p>①一般型 【控除率】試験研究費の増減に応じて、試験研究費総額の2～14%(中小企業者等は12～17%) 【控除の上限】税額の30%(研究開発型ベンチャーは40%) ・基準年度(R2.2.1前に終了した事業年度)と比べ、売上が2%以上減少したにもかかわらず研究開発費を増加させた場合の上限は30%(研究開発型ベンチャーの特例を適用する場合は対象外)。それ以外は25%。 ・試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合は(中小企業者等にあつては試験研究費の増加が8%を超える場合も)、最大10%の上乗せを措置</p> <p>②オープンイノベーション型 【控除率】共同研究又は委託研究する相手先により、特別試験研究費の20%又は25%又は30% 【控除の上限】税額の10%</p>	<p>・所得税：(総収入額－必要経費)×税率(5～45%) ・法人税：(益金の額－損金の額)×税率(普通23.4%、協同組合等19%(年800万円以下15%)等) ※所得税においては、平成25年分から復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が加算。</p> <p>[特別償却制度] (耐用年数5年の場合)</p> <p>↑ 取得価額 ↓</p> <p>1年目 2 3 4 5</p> <p>計算式 普通償却限度額+取得価額×特別償却率 =償却限度額(初年度のみ)</p> <p>(参考) 割増償却制度(耐用年数5年の場合)</p> <p>↑ 取得価額 ↓</p> <p>1年目 2 3 4 5</p> <p>計算式 普通償却限度額+普通償却限度額×割増償却率 =償却限度額(割増期間年毎)</p>
	—	固定資産税 (市町村税)	<中小企業者等の生産性向上のための特例> 生産性向上特別措置法の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、事業用家屋及び構築物を新規取得した場合の固定資産税の課税標準は、取得後3年間はゼロ～2分の1に軽減(軽減率は市町村の条例による)	(「林業用機械・施設等の取得・保有等」欄を参照)
	—	軽油引取税 (道府県税)	・木材加工業、木材市場業、パーク堆肥製造業に係る一定の機械(フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン等)の動力源のための軽油の引取は免税	・税率：32.1円/ℓ
事業用地の保有	地価税	—	・木材市場の用地、一定の木材業者の木材保管用の土地等は税額を2分の1に軽減	平成10年以降課税停止中 (税額=(相続税評価額－基礎控除等)×0.3%) ・基礎控除：個人・中小法人15億円又は課税土地面積×3万円/㎡のいずれか多い金額
	—	事業所税 (市町村税)	・製材業、合板製造業、床板製造業、木材市場等の事業の用に供する木材保管施設は課税標準の4分の3を控除	・人口30万人以上の都市等において課税 ・既設 資産割：税額=事業所床面積×600円/㎡ (免税点：1,000㎡) 従業者割：税額=従業者給与総額×0.25% (免税点：100人)

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																								
	国 税	地 方 税																										
住宅関連 (木材需要 の拡大)	所得税	—	<p><住宅ローン減税> 住宅ローンを利用して住宅の新築・取得又は増改築をした場合、各年末の住宅ローン残高の一定割合を所得税額から控除</p> <p>○一般住宅の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消費税率 10%が適 用される 場合</th> <th>借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大控除額</th> <th>住民税からの 控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4,000万円</td> <td>最大 13年間</td> <td>最大 1.0%</td> <td>480万円</td> <td>13.65 万円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 契約時期が注文住宅はR2年～R3年9月末まで、分譲住宅などはR2年12月からR3年11月末まで、いずれもR4年末までに入居する場合に適用 (注2) 消費税率8%が適用される場合は、控除期間は10年間(最大控除額400万円)</p> <p>○長期優良住宅・低炭素住宅の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消費税率 10%が適 用される 場合</th> <th>借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大控除額</th> <th>住民税からの 控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,000万円</td> <td>最大 13年間</td> <td>最大 1.0%</td> <td>600万円</td> <td>13.65 万円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 契約時期が注文住宅はR2年～R3年9月末まで、分譲住宅などはR2年12月からR3年11月末まで、いずれもR4年末までに入居する場合に適用 (注2) 消費税率8%が適用される場合は、控除期間は10年間(最大控除額500万円)</p>	消費税率 10%が適 用される 場合	借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額	住民税からの 控除上限額		4,000万円	最大 13年間	最大 1.0%	480万円	13.65 万円/年	消費税率 10%が適 用される 場合	借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額	住民税からの 控除上限額		5,000万円	最大 13年間	最大 1.0%	600万円	13.65 万円/年	<p>○住宅ローン減税の主な適用要件</p> <p>住宅の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以内に入居し居住 ・年間所得3,000万円以下 ・床面積50㎡以上(下記②が適用される者で合計所得金額が1,000万円以下の者は40㎡以上)、50%以上が居住用 <p>増改築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費100万円超 ・居住用部分の工事費1/2以上 ・年間所得3,000万円以下
	消費税率 10%が適 用される 場合	借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額	住民税からの 控除上限額																						
		4,000万円	最大 13年間	最大 1.0%	480万円	13.65 万円/年																						
消費税率 10%が適 用される 場合	借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額	住民税からの 控除上限額																							
	5,000万円	最大 13年間	最大 1.0%	600万円	13.65 万円/年																							
—	道府県民 税及び市 町村民税	<p><住宅ローン控除> 所得税における住宅借入金等特別控除可能額で、所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除 入居年：H26.4～R4.12 13.65万円を限度(前年課税所得×7%)</p>																										
贈与税	—	<p>○父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための「住宅取得等資金」を取得した場合に、一定の要件を満たすとき、非課税限度額まで、贈与税が非課税 〔対象：合計所得金額が2,000万円以下の者で床面積50㎡以上(床面積40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000以下)〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅取得等資金の 取得期間</th> <th>省エネ住宅、耐震住宅 バリアフリー住宅</th> <th>それ以外の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4.1～R5.12</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅取得等資金の 取得期間	省エネ住宅、耐震住宅 バリアフリー住宅	それ以外の住宅	R4.1～R5.12	1,000万円	500万円																				
住宅取得等資金の 取得期間	省エネ住宅、耐震住宅 バリアフリー住宅	それ以外の住宅																										
R4.1～R5.12	1,000万円	500万円																										
森林組合 等の特例	法人税	—	<p><法人税率の特例> ・所得金額800万円以下の部分の軽減税率 15%</p> <p><貸倒引当金の特例> ・貸倒引当金の算定の際、法定繰入率を用いることができる</p> <p>・通常の貸倒引当金の繰入限度額の2%増 〔貸倒引当金の繰入限度額の割増し(10%)は、平成31年3月31日をもって廃止されたが、割増率を1年ごとに5分の1ずつ減少した率による割増しを認める経過措置が講じられている(令和5年3月31日まで)。〕</p> <p><企業再編税制> ・森林組合と森林組合の合併の場合、適格合併の要件から「規模要件」・「特定役員要件」を除外(出資を有しない組合のみで行う合併を除く)</p> <p>・企業再編税制の適格合併の要件 〔○合併参加組合の行う事業が相互に関連 ○合併参加組合の資本金額等が概ね5倍を超えないこと〔規模要件〕又は、合併参加組合それぞれの特定役員が合併後の特定役員になること〔特定役員要件〕 ○従業者の概ね8割以上が合併後も従事 ○事業が継続〕</p>	<p>・本則税率 19%</p> <p>・繰入限度額＝売掛金等の金銭債権×貸倒実績率(又は法定繰入率)</p>																								
再生可能 エネルギー 発電設 備の取得	—	固定資産 税 (市町村民税)	<p><再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例> 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)に基づき、固定価格買取制度の対象として認定された一定の再生可能エネルギー発電設備(バイオマス発電設備等)を取得した場合、最初の3年度分の固定資産税に限り、課税標準を軽減 (バイオマス発電設備(2万kW未満)については、1万kW以上の設備は3分の2、1万kW未満の設備は2分の1に軽減)</p>	<p>・土地、家屋、償却資産に課税</p> <p>・税額＝固定資産課税台帳の価格×1.4%</p>																								

【参考】

森林環境税及び森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

○森林環境税 [令和6年度から課税]

- ・納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税
- ・税率：1,000円（年額）
- ・課税徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）
- ・国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

○森林環境譲与税 [令和元年度から譲与]

- ・譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）
- ・譲与団体：市町村及び都道府県
- ・使途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
- ・譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積※（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分
※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正
（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分
- ・使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

（注1）令和元年度は交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応し（※）、令和2年度から令和6年度までの間は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。（※：借入金は公庫債権金利変動準備金を活用して償還。）

（注2）制度創設当初（令和元年度）は都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。